

計画の基本的考え方





1/計画の基本理念

障害者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、 その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくこ とが重要です。

上位計画である「福生市総合計画(第4期)後期基本計画」においては、まちづく りの目標である「安心に満ちたまちづくり」の具体的な方針として「人にやさしいノ ーマライゼーション社会の創出」を掲げています。

また、「第5期福生市地域福祉計画」は、その基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」とし、福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としています。

これらのことを踏まえて、福生市障害者計画・第4期障害福祉計画の基本理念を「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」としており、本計画においてもこの考えを引き続き踏襲していくこととします。

【基本理念】

安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現



2/計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の四つとし、施策の 方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

(1) 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

障害の種別にかかわらず、障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人一人の状況に応じたきめ細かな相談支援体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、様々な生活支援策を講じます。

また、障害者の地域での見守りや災害時に支援する体制づくりを進めます。

(2) 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり -

障害児が地域の中で健やかに育ち、その能力や個性を最大限に伸ばせるよう、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努めます。

また、一人一人の状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。

(3)地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり ――

障害者が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加 している地域社会づくりを推進します。社会参加の最たるものとも言える就労につい ては、働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会 が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援 を推進します。

また、障害者への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(4) 障害のある人の地域生活の基盤づくり

障害者の地域生活支援体制を整えるため、「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、障害者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。



3/計画の基本視点

計画の「基本理念」や「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくに当たっての基本視点は、『第5期福生市地域福祉計画』の基本視点と密接に連動した次の四つとします。

(1) 希望に満ちた明るいひとづくり/だれにもやさしい安全なまちづくり -

障害者が地域の中で安心して自立した生活を送れるよう支援し、人にやさしいまちづくりに努めます。

(2) 潤いのある豊かなくらしづくり/安心に満ちたまちづくり —-

保健福祉サービスに対するニーズの把握と障害者への情報提供の充実に努めるとと もに、適正かつ適切な保健福祉サービスの提供と利用者保護の取組を進め、質の高い 保健福祉サービスの確保に努めます。また、障害者世帯等が安心して生活できるよう に、良好な居住環境の確保に努めます。

(3) 元気と生きがいのあるまちづくり

健康づくり・生活習慣病等による身体障害等の予防や保健・医療体制の充実を図る とともに、障害者も地域社会の一員として生きがいや希望を持って生活していけるよ うな地域社会の実現を目指します。

(4) ともに助け合うまちづくり/市民と行政がともに進めるまちづくり --

障害者も含めた市民相互の支え合いや地域における市民活動、ボランティア活動等 を促進することにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。



4/計画の展開

基本理念

安心・健やかに暮らせる 人にやさしいノーマライゼーション社会の実現 ~



基本視点

- 1 希望に満ちた明るいひとづくり/だれにもやさしい安全なまちづくり
- 2 潤いのある豊かなくらしづくり/安心に満ちたまちづくり
- 3 元気と生きがいのあるまちづくり
- 4 ともに助け合うまちづくり/市民と行政がともに進めるまちづくり

基本目標

施策の方向

1 障害のある人が元気に安心して 暮らせるまちづくり

一人一人の状況に応じたきめ細かな相談支援 体制の整備をはじめとして、権利擁護の体制や 福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進 など、様々な生活支援策を講じます。

2 子どもの健やかな発育・発達を 支援するまちづくり

障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、障害児を支援するサービスの充実や、受け入れる保育施設、学校施設等の環境の整備に努めます。

3 地域の理解のもと障害のある人も いきいきと参加しているまちづくり

障害者が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。また、障害への配慮が行き届き、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

4 障害のある人の地域生活の 基盤づくり

日中活動の場の確保、居住の場の確保、各種支援サービスの実施により、 障害者の地域生活を支援するための 基盤づくりを進めます。

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2)権利擁護体制の確立
- (3)障害福祉サービスの充実
- (4) 意思疎通支援の充実
- (5)経済的支援の実施
- (6)地域の安全と災害時を想定した対応
- (1) 障害の早期発見と障害児の療育支援
- -(2)切れ目のない障害児サービスの充実
- -(3)特別支援教育・ インクルーシブ教育の推進
- -(1) 障害の理解と合理的配慮の推進
- (2) 社会参加の促進
- (3)外出支援施策の推進
- -(4) 就労の支援・促進
- -(1)日中活動の場の確保
- (2) 居住の場の確保
- (3)保健・医療サービスの充実
- (4) 地域移行・地域定着の支援と促進

